

1. 論文の構成

第I部 序論

第1章 導入と問題提起:オルタナティブな金融を考える

第1節 本論文の目的

第2節 立脚する視座、用語の定義

第3節 構成

第II部 基礎となる議論

第2章 資金の流れと信頼

第1節 交換と贈与:資金の流れのマイクロ分析

1. 「交換」の分析
2. 「贈与」の分析:贈与と互酬
3. 交換と贈与と統合システム
4. 交換と贈与と資金の流れ

第2節 資金の流れの前提としての「信頼」

1. 取引にかかるリスクと信頼
2. 信頼の形成
3. ソーシャル・キャピタル
4. 信頼の欠如と排除

第3節 総括

第3章 「排除」の考察

第1節 排除という行為

1. 「排除」の経済学的検討
2. 「排除」の社会的検討
3. 信頼と排除:排除の特質

第2節 社会的排除(ソーシャル・エクスクルージョン)

1. 議論の系譜
2. 社会的排除の特質
3. 社会的排除と貧困
4. 社会的排除への対処

第3節 総括

第4章 「企業と社会」論

第1節 旧世代の「企業の社会的責任」論

1. 社会の変化と議論の変遷・展開
2. 「責任論」の限界

第2節 「持続可能な発展」とCSR

1. 持続可能な発展
2. CSRの「メインストリーム化」への動きとその背景

第3節 企業による社会への関与

1. 企業と社会の相互関係と関与の3つの次元
2. 関与のロジックと「投資」という発想

第4節 社会的問題に取り組む主体:社会的企業

第5節 総括

第5章 脱排除の考察

第1節 社会的受容:ソーシャル・インクルージョン

1. 開発/発展論と受容の必要性
2. エンパワーメント・アプローチ
3. 方法としての支援
4. 受容に関わる主体

第2節 コミュニティ・エコノミック・デベロップメント

第3節 受容への企業の関与

- 1.コミュニティ・インベストメント
- 2.受容と金融機関

第4節 総括

第Ⅲ部 オルタナティブな資金の流れを考える

第6章 金融排除とオルタナティブな資金の流れ

第1節 金融排除という課題

- 1.レッド・ライニングと地域再投資法
- 2.イギリスにおける金融排除の検討
- 3.金融排除のロジック
- 4.金融インクルージョンの可能性
- 5.課題としての金融排除

第2節 社会的責任投資とオルタナティブな資金の流れ

- 1.社会的責任投資
- 2.オルタナティブな資金の流れ

第3節 総括

第7章 新たな開発の主体と新たな金融

第1節 非営利の主体と金融

- 1.事業主体としてのNPO
- 2.NPOと資金

第2節 事業主体(NPO)に求められるもの

- 1.求められるものとその理由
- 2.NPOの評価

第3節 資金の出し手に求められるもの

- 1.資金の流れの構造変化
- 2.求められる金融機関のあり方

第4節 金融機関のCSR

第5節 総括

Appendix サステイナブルな金融を念頭に置いた金融商品

第Ⅳ部 事例検討

第8章 アメリカのコミュニティ開発金融機関、コミュニティ開発銀行

第1節 コミュニティ開発金融機関

- 1.コミュニティ開発金融機関の機能
- 2.コミュニティ開発金融機関の多様な形態

第2節 コミュニティ開発金融機関をめぐる構造

- 1.外的構造
- 2.内的構造

第3節 ショアバンク:コミュニティ開発銀行の事例

第4節 コミュニティ開発銀行の意味とそれをとりまくシステム

第9章 イギリスのコミュニティ金融イニシアティブ

第1節 コミュニティ金融イニシアティブ

- 1.コミュニティ金融イニシアティブとその背景
- 2.種類と特徴

第2節 事例

- 1.クレジット・ユニオン
- 2.ソーシャル・バンク

第3節 事例総括

第Ⅴ部 結論

第10章 結論と課題

第1節 結論、金融と社会

第2節 展望と課題

- 1.展望とインプリケーション
- 2.残された課題

2. 論文の目的(第I部)

本論文では、現在のメインストリームの金融機関とは異なるユニークな金融サービスの提供を事業として行っている、アメリカのコミュニティ開発銀行やイギリスのソーシャル・バンク等にみられるような、オルタナティブな金融について検討を行う。

企業における企業の社会的責任＝CSRは、今や企業が市場社会で活動していくための前提となりつつある一方で、金融機関のCSRは、金融機関が持つ公共性にもかかわらず遅れている感が強い。また、現状見られる金融機関のあり方に対する批判は、倫理等の規範論的観点からのものが主体で、それゆえに限界を内包している。そこで本論文では、メインストリームの原理から不可避的に発生した被排除者に関わる資金の流れと、メインストリームの原理に別の価値を加えたオルタナティブな原理に駆動される資金の流れからなる、「オルタナティブな資金の流れ」における金融サービス提供の主体であるオルタナティブな金融について論じることで、メインストリームのあり方に対する批判と、導入しうる「オルタナティブ」の提示を試みる。

また、社会的課題に対して、その課題から損害を蒙る者に対して何かを補填するという対応策のみでは新たな損害の発生を防げない。問題の原因を追究した上で対応策を考える必要があろう。これが、基礎的な理論の追求から積み上げて主題を論じる理由である。

これらの問題意識を起点として、本論文ではオルタナティブな金融について以下の検討を行う。

- ① 金融排除という社会的課題について、その背景・機能を分析し、その解決のロジックを検討する。
- ② その排除に起因する問題状況に対して、オルタナティブな金融の主体がどのように関わるとか(関わられるのか)を検討する。
- ③ 課題解決に関与するオルタナティブな金融の主体が機能するために求められる要件を検討する。
- ④ オルタナティブな金融の主体がメインストリームそして市場社会に対して有する意味と位置付けを検討する。

3. 課題検討のための理論的道具立て(第II部)

第II部では、オルタナティブな金融というあり方を説明するために基盤となる、交換と贈与・信頼等に関する「取引」のミクロ理論(第2章)、排除の発生とその構造化としての社会的排除の理論(第3章)、社会的課題に対する企業の関与を説明する理論(第4章)、被排除者の受容とその過程に企業がどう対応できるかの理論(第5章)を、経営学や社会学、社会心理学等関連領域の知見を用いて検討する。

第2章では、資金の流れについての基礎的かつミクロ的な部分を明らかにするべく、その特徴や前提となるものについて、ポールディングによる経済理論やブラウの交換理論等の知見を用いて検討を行う。資金の流れは資金の出し手の目的によって交換と贈与に分類されること、交換はさらに経済的交換と社会的交換に分類されることを確認する。

また資金の流れにおいては、リターンを得られないリスクを保全するために前提として信頼が求められるが、資金の性格(資金の出し手の目的)によって異なる信頼が求められることが導き出される。経済的交換の場合には「能力に対する期待」、社会的交換には「能力に対する期待」と「意図に対する期待(情報依存的信頼と安心)」、贈与においては「意図に対する期待(情報依存的信頼と安心)」が求められる。

そして以上をもとに、融資や出資、寄付という具体的な資金の流れに関して、資金の性格と求められる信頼をいかにして得るかについて検討する。

第3章では、排除に関する検討を行なう。取引の継続的な不成立としての排除という行為は、利得を得るための行為としては不合理性の混入が避けられないが、ダイアド外の主体を想定すると、リスク評価にコストをより多く要する取引相手との取引の検討を劣後させ、取引を行わないということが合理的となりうる。

社会学における排除現象の考察では、排除は異質なものを＝逸脱者に対して向けられる対他的同一性の確認と解釈される。権力を持つ側であるマジョリティが排除を行う側であり、従属する側であるマイノリティが排除を受ける側という図式が成り立ち、排除者は被排除者に対して権力を持つ。

取引の是非を判断する際に、リターンを得られないリスクの評価は先入見によって歪められうるが、歪められる度合いは当事者間のコミュニケーションの円滑さと、共有する同質性の濃さに反比例する。それらに欠ける者は、リスクを過大に評価される可能性があり、排除を受ける危険にヨリ晒される。

排除現象の構造化としての社会的排除が、大きな社会的課題として注目されている。排除を受ける主体は、主流的なあり方から離れ、自力では逃れられない状態へと落ち込んでいく。このエンタラップメントは、その社会的関係からの排除によって被排除者の潜在能力が剥奪されることで、被排除者の権限が毀損されたことの帰結と解釈することができる。エンタラップメントから逃れるためには、そのための積極的行動をとることが必要となる。そのような行動は受容(インクルージョン)と呼ばれ、政府・市場・市民社会の3つのシステムすべてが、それに関与することが求められる。

第4章ではその受容に企業が関わるロジックを明らかにするために、企業と社会をめぐる議論についての検討を行う。

アメリカの経営学において論じられてきた、企業と社会の関係をとらえる議論としての「企業の社会的責任」論は、社会の変化を背景として、反責任論から責任擁護論へと変わっていったが、それらの議論は、企業を取り巻く環境としての社会という対立軸の設定ゆえの限界から、停滞傾向となっていた。

その状況に変化をもたらしたものが「持続可能な発展」の概念であった。「持続可能な発展」は企業のあり方にも取り入れられることが求められることとなった。その新たな「企業の社会的責任」＝CSRを企業に対して求める社会的責任投資などの市場からの圧力によって、CSRは企業が市場で活動を行う上での前提として求められるものになりつつある。

企業と社会との関わり方は、①経営活動のプロセスに社会的公正性・倫理性、環境への配慮の組み込み、②社会的商品・サービス、社会的事業の開発、③企業の経営資源を活用したコミュニティへの支援活動の3つの次元に分類できるが、企業外に影響を及ぼす②と③の次元で鍵となるのが投資という発想である。

さらには②の次元の活動を事業の目的とし、従来の政府と市場によって満たされていなかったニーズに応

じる財やサービスの供給を事業として行う社会的企業が登場し注目を集めている。社会的企業は、オルタナティブの位置からメインストリームに影響を及ぼし、市場社会における一般的なあり方としての規範を変えさせるソーシャル・イノベーションの担い手としても注目される。

第5章では排除状態から抜け出させること、受容（インクルージョン）について検討する。被排除者がエンタラップメントから抜け出せるためには、それら主体による自律的な開発が有効であり、その開発の活動に対する資源へのアクセス権、権原の付与というエンパワメントを、管理ではない支援という方法で行うことが、受容においては求められる。その受容の過程においては、近年CSRが求められる文脈とそれが有する資源から企業の関与がより求められるようになってきている。

被排除者自身による開発は、コミュニティ・エコミック・デベロップメントCeDという、自律性、自立性とそれらの持続可能性を要点とする開発のあり方が有効である。CeDに対して、①物的資本、②人的資本、③知的資本と金銭的資本（＝資金）の投入が求められる。また、地域を単位とする被排除者自身による開発はソーシャル・キャピタルの再生の観点からも有効といえる。

受容の過程への企業の関与は、投資のロジックに基づき様々なコミュニティ投資の形態で行われる。コミュニティ投資においては特に資金の供給が注目されるが、資金の供給を業務として行う主体である金融機関が、企業の社会への関与3次元の②の次元で積極的にこれに関わることが求められる。

4. 課題についての直接的検討（第Ⅲ部）

第Ⅲ部では、第Ⅱ部での議論から得られた知見を用いて、オルタナティブな金融をとりまくオルタナティブな資金の流れに関するトピックを検討し、そこからオルタナティブな金融の含意としての金融機関におけるCSRを構想する。

第6章では、金融排除、社会的責任投資SRI、オルタナティブな資金の流れについて検討を行う。

金融サービスの提供における排除現象は、金融排除と呼ばれ、アメリカやイギリスにおいて取り組むべき社会的課題として取り上げられてきた。金融をはじめとする経済行為においてみられる排除行為の背景となるロジックについては、ベッカーやアロー、カロミリスらの論者が説明を試みてきた。しかし、特定の属性を持つもの（メインストリームとは異なる属性を持つもの）の排除という社会的不公正が生じることを従来の市場原理、市場での活動において防ぐロジックはそれらにおいては見出せない。また、金融排除は社会的排除のひとつの相であるため、3セクターすべてが受容に関わることが求められるが、市場セクターがそれに関わるためには市場社会のルールの変化が求められる。

ところで、金融排除の対象となった者は、いわば被排除者の経済と呼ぶべき経済を形成することとなり、それはメインストリームの資金の流れとは異なるオルタナティブな資金の流れの構成要素となる。

近年急速にその規模を拡大しつつあるSRIは、旧来の投資行動とは異なる原理に従うという意味で、これもオルタナティブな資金の流れの構成要素となる。

オルタナティブな資金の流れは、それが存在することでメインストリームに対して従来の規範が有する不合理性・不公正性を突きつけ、また一方で従来のものに追加／変わる、異なる原理を提示することで、メインストリームにおける基本原理・規範に変化をもたらさう。オルタナティブな資金の流れが、先の議論で見出せなかった排除の発生防止並びに受容関与のロジックとして求められる社会的不公正を理に合わないものとする新たな原理をもたらす媒介者となる。

第7章では、被排除者の活動の主体となるNPOとそれの得る資金、資金の供給者となる金融機関に求められる要件を検討し、金融機関のCSRを構想する。

被排除状態に囚われた主体がそこから逃れるための活動は市民社会セクターの主体であるNPO等によって担われる。NPOが被排除者のエンタラップメントからの脱出という、公益的な目的（ミッション）の実現を目指し活動を続けていくためには、マネジメントという視点が重要である。

活動を続けていくために必要な資源の中でも、資金は特に重要な資源となる。NPOが調達する資金は、その形態によって事業収入剰余金、会費、寄付金、助成金・補助金、預託金・借入れの5種類に分類できるが、それらの資金の出し手が出捐を行う背景には第2章で述べた交換的な要因が多く存在する。したがって資金の受け手たるNPOに対しては、出捐判断の要件としての「ディスクロージ」「透明性の確保」すなわち情報の開示や、「アカウンタビリティ」であり、「情報の信頼性」が求められる。取引に当たって求められる信頼は、「能力に対する期待」と「意図に対する期待」である。求められるものの必要条件についてはアメリカにおけるNPO評価の事例が参考となる。

一方、資金の出し手である金融機関は資金の仲介者であるがゆえ、真の出捐者のために与信判断が必須となるが、金融機関のCSRの実践として、信頼の欠如に起因するコスト増を理由とする、与信判断対象からの事前の除外を行わないことが、求められるようになりつつある。また、「管理」的な要素を弱める試みも俟たれる。

以上より金融機関に求められるCSRが明らかになってくる。一つは与信対象の除外を行わない、本来負担すべきコストの内部化であるが、これ自体は一般的な企業に求められるCSR実践の文脈の中にあるものと同じものである。もう一点、金融機関は資金という資源の供給者として影響力を持つことから、影響下の企業等の主体にCSRを果たすことを求めることで、CSRを推進し持続可能な発展に貢献することも求められる。

5. 事例分析と検討（第Ⅳ部）

第Ⅳ部では、第Ⅱ部、第Ⅲ部での検討内容をもとにアメリカ（第8章）とイギリス（第9章）の事例を検討し、事例からのフィードバックを求めていく。

受容に関して、資金の供給対象である被排除状態から逃れる住民自身の活動が自律・自立・持続可能を要件とするものであるから、その供給者も持続可能であることが求められる。この持続可能ということ、他者の温情や父権主義、政治的配慮に頼らないで実現していくためには、権力関係が生じるような資源の供給に依存しない、市場からの調達力がある主体がアクターとして求められる。第9章の議論の対象では、ソーシ

ャル・バンクがその供給者として注目すべき対象となる。また、現在のイギリスのブレア労働党政権が掲げる福祉国家の再建としての『第三の道』の文脈においても、政府による資金の注入ではない方法によるコミュニティ再生のツールとして、そのような主体が求められているということもいえるであろう。

一方、コオペラティブ・バンクとトリオドス・バンクの2行の事例をみることで、イギリスのソーシャル・バンクの有する、預金者の期待に応じることに由来する課題が見えてくる。ソーシャル・バンクにおいては、環境的に倫理的に好ましくない先柄を融資対象から排除するというスクリーニングを行っているといえるが、この制約ゆえに集まった預金が需資を上回る傾向が事例に2行においてみられた。特にトリオドスの場合、一部、預金者に運用先のクライテリアまで指定させる預金商品を用意しているが、このことは同行の預借率が55%（預かった資金の約半分しか貸出されていない）に止まっていることと無関係ではなからう。一方のコオペラティブ・バンク（預借率が83%）においては、コミュニティ投資に関わる融資等はその倫理規定に拠る排除スクリーンに抵触しないと思われるが、寄付以外の貢献（貸出という形態での貢献）状況については明確な開示がなく、実際にどの程度コミットメントが行われているかは不詳である。アメリカのショアバンクのような取引先の「差別を行わない」というアプローチであっても預借率は70%程度に止まっており、預かった資金の有効な利用（特に受容に関わる領域への資金の投入）はこれら社会的性格を持つオルタナティブな金融機関にとっての課題の一つといえるのではないだろうか。

また、ショアバンクのようなコミュニティ開発銀行においては、排除スクリーンを用いないという融資の方法が、与信判断においてメインストリームに比し現にコスト増要因となっていることは否定しがたい。そして融資実行後のリスク低減策として与信先に対して行われている経営指導等のフォロー等もコスト増要因となる。一般に現在外部化されているコストを内部に戻す規範や規制が金融機関に対して求められるべきであろうと考えられるが、現にそのような規範がない以上、市民社会セクターや政府セクターと協調しながらそれぞれに対応することが求められる。

それらオルタナティブな銀行のあり方は、現状においてもメインストリーム金融機関のCSR、そして「社会的責任あるコミュニティへの対応のあり方」のモデルたりえるが、それらの課題への対応が進むことで、さらに望ましいモデルとなるであろう。

6. 結論(第V部)

本論文における以上の検討から得られた結論は、以下の通りまとめられる。

- ① メインストリームの金融機関において見られる問題行動に、特定の属性を持つ者に対して金融サービスの提供を行わないという金融排除現象がある。この排除の発端には、それらの者とは取引を行わないという判断があるが、2者間関係で見ると、その判断自体は利得を得るとする視点では非合理性を内包することを避けることは難しい。しかし、両当事者以外の取引を行う相手が存在する場合には、その特定の者と取引を行わないという判断がコスト的には合理的たりうる場合がある。が、そこで行われたコストの回避は本来金融機関が負担すべきコストの外部化である。したがって、問題の発生を防ぐために求められるのは、内部管理的次元での社会との係わり合いを持つという認識、すなわち事業活動に倫理性や公正性への配慮を組み込むという意味でのCSRであるといえる。
- ①' その取引の是非判断の際に重視されるのが、相手が出捐者にとってのリターンを履行しないかもしれないリスクを低減させる信頼である。しかし、両当事者間において異質性が存在していると、その異質性は信頼の形成・認識を阻害することになる。それゆえにメインストリームとは異なる属性を持つマイノリティは、取り扱いにおいて劣後させられる可能性を持つことになる。
- ② 取引を行わないという排除が構造化した現象が社会的排除である。排除により潜在能力を剥奪された主体は、逃れられない困窮状態に陥る。被排除者がそこから抜け出すためには受容の過程が必要となる。この受容の過程には資金の供給者として金融機関が関与することが望まれる（対外影響力行使の次元のCSR）。そのような関与活動においては、金融機関にコストが当然発生するが、そのコストは他セクターとの協調によって克服が可能である。
- ③ 上記の①②が実現するためには、金融機関に対してCSRの履行を求めるように市場の規範が変化することが前提として求められる。この新たな規範をもたらす媒介となるのが、問題の顕在化としてのメインストリームからの排除に起因するオルタナティブな資金の流れであり、先駆的なあり方の存在を知らしめる、メインストリームとは異なる原理に規定されるオルタナティブな資金の流れである。
- ④ すなわち、従来のメインストリームのあり方から生じる社会的な不合理に対して、メインストリームに代わって不合理によって犠牲になったものを支援すると同時に、その活動を通じてメインストリームのあり方の変化に影響を及ぼすものが、オルタナティブな資金の流れに関わるオルタナティブな金融機関であり、その行う「オルタナティブな金融」である